9o140

〔別紙〕

様式1

事　業　報　告　書

（自　令和　6年　4月　1日　至　令和　7年　3月31日）

1　医療法人の概要

(1)　名　　称　　医療法人　りゅう呼吸器科内科

①　□財団　■社団（□出資持分なし　■出資持分あり）

②　□社会医療法人　□特定医療法人　□出資額限度法人

■その他

③　□基金制度採用　■基金制度不採用

(2)　事務所の所在地　山口県下関市安岡本町２丁目１番２２号

(3)　設立認可年月日　平成　9年　4月２４日

(4)　設立登記年月日　平成　9年　4月２５日

(5)　役員及び評議員

	氏　名	備　考
理事長		
理　事		
同		
同		
同		
同		
監　事		
同		
評議員		
同		
同		

2　事業の概要

（1）本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所
病院	該当なし		
診療所	りゅう呼吸器科内科	3510115151	山口県下関市安岡本町２丁目１番２２号
介護老人保健施設	該当なし		

（2）附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名		実　施　場　所
該当なし		

（3）収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種　　類		実　施　場　所
該当なし		

（4）当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　６年　５月２３日　　令和５年度決算の決定

様式２

法人名　医療法人　りゅう呼吸器科内科　　医療法人整理番号９０１４０

所在地 山口県下関市安岡本町２丁目１番２２号

財　産　目　録

（令和　７年　３月３１日現在）

１ 資　産　額	304,523	千円
２ 負　債　額	11,992	千円
３ 純　資　産　額	292,531	千円

（内訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流　動　資　産		177,308
B　固　定　資　産		127,215
C　資　産　合　計	（A＋B）	304,523
D　負　債　合　計		11,992
E　純　資　産	（C－D）	292,531

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借）

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借）

様式３－２

法人名　医療法人　りゅう呼吸器科内科　　医療法人整理番号９０１４０

所在地　山口県下関市安岡本町２丁目１番２２号

貸　借　対　照　表

（令和　７年　３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	177,308	Ⅰ 流動負債	11,814
Ⅱ 固定資産	127,215	Ⅱ 固定負債	178
1 有形固定資産	40,718	負債合計	11,992
2 無形固定資産	793	純資産の部	
3 その他の資産	85,703	科目	金額
		Ⅰ 出資金	5,000
		Ⅱ 積立金	287,531
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	292,531
資産合計	304,523	負債・純資産合計	304,523

様式４－２

法人名　医療法人　りゅう呼吸器科内科　　医療法人整理番号９０１４０

所在地　山口県下関市安岡本町２丁目１番２２号

損　益　計　算　書

（自　令和　６年４月１日　至　令和　７年　３月３１日）

（単位：千円）

科　目	金　額
Ⅰ 事業損益	
Ａ 本来業務事業損益	
１事業収益	167,047
２事業費用	163,561
本来業務事業利益	3,486
Ｂ 附帯業務事業損益	
１事業収益	
２事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	3,486
Ⅱ 事業外収益	8,254
Ⅲ 事業外費用	
経常利益	11,740
Ⅳ 特別利益	
Ⅴ 特別損失	
税引前当期純利益	11,740
法人税・住民税及び事業税	2,552
当期純利益	9,188

様式６

監事監査報告書

医療法人　りゅう呼吸器科内科

理事長　　劉　震永　　殿

私は、医療法人 りゅう呼吸器科内科の令和６会計年度（令和　６年４月１日から令和　７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。又、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

（１）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。

（２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

（３）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。

（４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　７年　５月１７日

医療法人　りゅう呼吸器科内科

監事　　劉　台永